

判決年月日	平成 2 3 年 9 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ） 10056号		
○ 本願補正発明が引用例及び周知技術から容易想到であるとした審決が、本願補正発明と引用例との相違点 1 及び 2 の判断のいずれについても誤りであるとして取り消された事例			

（関連条文）特許法 29 条

（要旨）

本件は，原告が，名称を「周期的分極反転領域を持つ基板の製造方法」とする発明につき特許出願をしたが，拒絶査定を受け，さらにこれに対する不服審判請求においても不成立審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。

審決は，本願補正発明が，引用例に記載された発明及び周知技術から容易想到であったとして補正を却下し，同補正前の発明も同様に容易想到であるとした。

当裁判所は，以下のとおり，審決による本願補正発明と引用例との相違点 1，2 の判断につきいずれも誤りであるとした。

「L T 単結晶からなる周期的分極反転構造を持つ基板を製造するに際し，M g O を添加して光透過率を向上させることや，M g を添加して，非線形光学定数及び電気光学特性を低下させずに小さな分極反転電圧を得ることは，甲 3 及び甲 4 にみられるように周知技術といえる。

そして，審決は，引用発明において，本願補正発明の相違点 1 に係る構成を備えることは，上記の周知技術に基づいて，当業者が容易に想到し得たものと判断した。

しかし，・・・引用発明が，M g 又は M g O の添加によって発生する問題点の解決を課題としていることからすれば，L T 単結晶が T a 過剰の組成か L i 過剰の組成かにかかわらず，定比組成に近い L T 単結晶に M g 又は M g O を添加することは，上記課題解決の阻害要因になると解するのが自然であって，被告が主張するように，T a 過剰の組成か L i 過剰の組成かによって区別して阻害要因を検討するのは不自然である。

また，甲 3 及び甲 4 には，定比組成に近い L T 単結晶からなる周期的分極反転構造を持つ基板を製造するに際し，M g 又は M g O を添加することが記載されているにとどまり，それにより問題点が生じ得ること及びその解決方法については，記載も示唆もされていない。

そうすると，引用発明において，上記の周知技術を適用し，T a 過剰で定比組成に近い L T 単結晶又は L i 過剰で定比組成に近い L T 単結晶に M g 又は M g O を添加することには，阻害要因があるといわざるを得ず，引用発明において，相違点 1 に係る構成とすることが，上記の周知技術に基づいて，当業者が容易に想到し得たものであると認めることはできない。」

「・・・引用発明において，T a 過剰で定比組成に近い L T 単結晶又は L i 過剰で定比組成に近い L T 単結晶に M g 又は M g O を添加することは，周知技術（甲 3，甲 4）に基づいて当業者が容易に想到し得たものではない。

また，甲 2，甲 5 及び甲 6 には，『M g O をドーピングした』定比組成又は定比組成に近い L T

単結晶からなる基板に、直流電界を印加することにより、周期的分極反転領域を形成することは記載も示唆もされておらず、上記直流電界の強度や印加時間を、本願補正発明のように設定することについても記載も示唆もない。

そして、出願時公知であった甲 2 0 及び甲 2 1 を考慮してもなお、上記直流電界の強度や印加時間の設定が単なる設計事項にすぎないとはいえない。

さらに、甲 2、甲 5 及び甲 6 には、本願補正発明のように、直流電圧印加領域全体にわたって均一な周期で分極反転構造が得られ、パルス電圧を印加するための複雑な構成や強電界を印加するための複雑な構成を必要とせず周期的分極反転領域を持つ基板を製造することができるという効果を奏することについて、記載も示唆もされていない。

なお、被告は、『直流電圧印加領域全体にわたって均一な周期で分極反転構造が得られる』との効果は本願補正発明の効果ではないとも主張するが、本願補正発明が同効果を奏することは、本願明細書の記載からみて明らかである。

そうすると、引用発明において、相違点 2 に係る構成とし、それにより本願補正発明と同様の作用効果を得ることは、周知技術（甲 2、甲 5、甲 6）に基づいて当業者が容易に想到し得たものということとはできない。

以上のとおり、審決における相違点 2 の判断にも誤りがあり、原告主張の取消事由 2 ないし 4 も理由がある。」